

《 送付先の申出について 》

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度は、原則、住民登録地（≡居住地）である市町村で加入します。このため、すべての送付物は、住民登録地へ送付することを原則としています。医療費助成制度においても、この原則を準用しています。

しかし、やむを得ない事情（※）により住民登録地以外に送付を希望される場合は送付先を設定することができます。送付先を設定する場合は、別紙「保険関係書類の送付先申出書」に必要書類を添えて、区役所保険年金課あてに提出をお願いします。

※やむを得ない事情とは

- ・住民登録地とは別のところに居住しているが住所を異動できない場合（DVや虐待により住民票が移せない場合、長期間にわたり入院や施設に入所しているものの、病院や施設が住民票の異動を拒んでいる場合等）
- ・居住しているが郵便物等の保管・管理が困難な場合（認知症・障害等）
- ・本人が死亡している場合
- ・住居の建替えのため、一時的に転居している場合 など

1 送付先申出者

本人（国民健康保険であれば世帯主、後期高齢者医療制度・介護保険であれば被保険者、小児医療費助成であれば保護者、ひとり親家庭等医療費助成であればひとり親または養育者、重度障害者医療費助成であれば対象者）、住民登録上同一世帯の世帯員、成年後見人、代理権のある保佐人、補助人、任意後見人、委任状を持参した代理人等

2 送付先住所

本人が実際にいるところ又は申出者の住所・事務所等の所在地

3 添付書類

(1) 申出者の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証等

(2) 送付先住所が確認できるもの

⇒入院、入所先：入院診療計画書、領収書、パンフレット等

⇒住居建替え等：工事請負契約書、仮住まいの賃貸借契約書、公共料金の領収書（本人の氏名・住所の記載があるもの）、転送された郵送物等

⇒その他：成年後見人、保佐人、補助人、代理人等の住所が分かる本人確認書類等

(3) 申出者が代理人の場合：代理権の分かる書類

登記事項証明書、代理権目録、公正証書、委任状（委任者の本人確認書類を要す）等

※本人が死亡している場合は、本人の本人確認書類（本人宛の保険料額通知書や死亡診断書等を含む）又は相続人であることを証明する書類（戸籍謄本、公正証書等）をお持ちください。

4 注意事項

(1) この申出書を提出することによる送付先住所及び保険関係書類の管理は、本人又は申出者が責任を持って管理し、この申出書の内容を変更（解除）する場合は、必ず区役所保険年金課に申出書を提出してください。

(2) 設定された送付先に変更または解除があった際に、区役所保険年金課に届け出なかったことにより生じた全ての問題については、本人及び申出者、両者において一切の責任を負い、解決をしてください。

(3) 本申出の時期によっては、送付物の送付先の変更が間に合わない場合があります。

(4) 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、医療費助成制度の各制度に対して申出が必要です。

(5) 送付先住所宛の送付物が、郵便局から「あて所に尋ねあたらず」という理由で返戻された場合は、送付先変更登録を解除し、住民登録地へ送付させていただく場合があります。

【問い合わせ先】

お住まいの区の区役所保険年金課